

Series 国民年金 こんなときには届け出を！

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

●届け出忘れにご注意ください！

春は、就職・転職・進学など異動の多い季節です。その節目には国民年金の種別も変更になることがあります。原則として、変更のあったときから14日以内に届け出をするようになっていきます。下記に該当する方や届け出忘れが心配な方は、年金事務所または市役所各支所国民年金係にご相談ください。

会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職した (60歳未満の方)	第1号被保険者	市役所
退職して1日も空けずに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し扶養になった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	変更後の種別	届出先
年収が130万円以上になった・雇用保険受給者になった	第1号被保険者	市役所
配偶者が退職して第1号被保険者になった		
離婚等により扶養から外れた		

●年金手帳はお持ちですか？

年金の各種届け出をする場合には、原則として年金手帳の提示が必要です。特に、就職が決まったときや、会社員・公務員等である配偶者の扶養に入ることになったときは、勤務先から年金手帳の写しの提出を求められることがあります。紛失等された場合は、再交付ができますので、国民年金加入中の方は市役所年金窓口へお申し出ください。ご自宅への郵送は1カ月ほど日数を要します。必要な時期に間に合うよう、早めの確認をお願いします。

※厚生年金加入中の方、またはその方に扶養されている配偶者の方は勤務先（配偶者の勤務先）で再交付手続きができます。

●学生納付特例制度の手続きはお済みですか？

前年所得が一定以下で、20歳以上の学生が申請すれば保険料の納付が猶予されます。申請は年金事務所または市役所各支所国民年金係で手続きができます。在学証明書または学生証、印鑑をお持ちください。（申請を忘れた場合も、2年1カ月前まで遡って申請できます）

一度申請を済ませておくと、在学予定期間内は毎年3～4月に次年度分の申請書が自宅に届くようになります。この申請書を返送することで、窓口にお越しただかなくても継続の申請ができます。必要事項を記入し、必ず返送するようにしましょう。ただし、学校が変わった場合や申請書が届かない場合は改めて窓口にて申請する必要があります。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切りますので、早めにご予約ください。

期 日	時 間	場 所	予約先
4月10日(水)	午前10時～午後3時	本庁（末吉）1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
5月15日(水)		大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923

※鹿屋や都城の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、Tel 0570-05-1165 へ必ずご予約をお願いします。

※相談内容につきましては、年金請求についての相談を優先します。予めご了承ください。

Series 税チャンネル 新生活シーズン！ 国民健康保険の確認を

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

国民健康保険の加入（資格取得）と脱退（資格喪失）の手続きについて

3月から4月は、転出や就職・退職などが最も多い時期です。世帯の中に「就職して社会保険に加入した」「退職して職場の健康保険を喪失した」といった方がいる場合は、国民健康保険（以下、国保）の脱退あるいは、国保への加入の手続きが必要です。社会保険等の加入・脱退の手続きについては、職場の人事担当の方が行いますが、**国保の喪失や取得は、市役所国民健康保険係（支所は保健係）に自ら届け出る必要があります。**社会保険を取得しても、国保の脱退の届け出をしないと、国保税が課税されたままになってしまいます。

国保への加入日は届出日ではなく社会保険等の喪失日からです

社会保険等を喪失したにもかかわらず、国保への加入手続きをしなかった場合は、**社会保険等の喪失日まで遡って課税**されます。そのため、それまでの期間の国保税をまとめて納付しなければならなくなり、納付困難となるケースがあります。逆に、脱退の届け出が遅れると、それまでの期間が納め過ぎとなり還付になります。いずれも正しい課税ができませんので、早めの届け出をお願いします。

こんなときは必ず手続きを国保に加入するとき（資格取得）

- ▽他の市区町村から転入した
- ▽職場の健康保険をやめた
- ▽職場の健康保険の被扶養者をはずれた
- ▽国保世帯に子どもが生まれた
- ▽国保をやめるとき（資格喪失）
- ▽他の市区町村へ転出した
- ▽職場の健康保険に加入した
- ▽職場の健康保険の被扶養者になった

他にも：

- ▽氏名や住所、世帯主が変わった
- ▽世帯を分けた
- ▽複数の世帯を一つにした
- ▽修学などで、別の住所を定めた
- ▽保険証を紛失した

以上が手続きを必要とする例です。その理由により手続きの際に必要なものが異なります。国保の手続きに関するお問い合わせは、市役所国民健康保険係（支所は保健係）までお問い合わせください。

税務に関する証明の交付について

次の税務関係の証明を請求される場合、**印鑑と本人確認**できるものが必要です。

本人確認をもとめられる証明

納税証明・所得証明・課税証明・資産証明・名寄、評価、公課証明 等

※車検用の納税証明や地籍図、土地台帳閲覧等は本人確認の必要はありません。

本人確認について

マイナンバーカード・運転免許証・公的医療保険の被保険者証等により確認します。代理人が交付を受ける場合

代理人が交付を受ける場合は、**委任状（委任者の押印があるもの）と窓口に来られる方の印鑑・身元確認できるもの**が必要です。

また、法人等の証明の交付を受ける場合は、法人等の印鑑と窓口に来られる方の印鑑・身元確認できるものが必要です。

授業料減免等、公的扶助を受けるための証明の交付について

新年度になると、公的扶助等を受けるために、税務に関する証明の提出を求められるものがあります。必要な証明書の種類（世帯分か個人分か、所得のみか課税内容まで必要か等）は、その目的や記載内容で異なりますので、申請される場合は、証明書の種類や記載内容が分かるもの（提出先から送付された文書や手引き等）をご持参ください。